広域相談支援体制整備事業（日高圏域）委託業務

プロポーザル企画提案説明書

１　委託業務名

　　広域相談支援体制整備事業（日高圏域）委託契約

２　委託業務の目的

　　障がい者が希望する地域で安心して生活できるよう、障がい保健福祉圏域に相談支援に関する地域づくりコーディネーターを配置し、地域の相談支援体制等の構築や施設入所者等の地域生活への適切な移行に向けた地域づくりに関する助言・調整等の広域的支援を行う。

３　委託業務の内容

　　別添、広域相談支援体制整備事業実施要綱（案）（以下「要綱」という。）のとおり。

４　委託契約の方法等

　（１）契約方法

　　　　随意契約

　（２）契約の相手方の選定

　　　　当該委託業務の遂行方法について、事前に企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方とする公募型プロポーザル方式を採用する。

　（３）契約の根拠

　　　　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則運用方針第３節関係１（２）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

　（４）契約期間

　　　　令和６年（２０２４年）４月１日～令和７年（２０２５年）３月３１日

　　　　なお、この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額または削除があった場合には、この契約を解除できる旨の特約を付している。

　（５）契約書及び業務処理要領

　　　　選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

　（６）契約保証金

　　　ア　契約を締結しようとする者は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

　　　イ　契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第１６７条の１６、北海道財務規則第１７１条及び第１７２条に定めるところによる。

５　予算額上限

　　５，４３２千円

　　（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

６　プロポーザル提出事業者の要件

　　次の要件を全て満たす単一の法人若しくは複数の法人による連合体（コンソーシアム）であること。

　（１）障害者総合支援法（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１９の指定一般相談支援事業所、又は同条の２０の指定特定相談支援事業所を運営する法人であること（指定申請審査の結果、指定が確実である場合を含む）。

　（２）上記（１）の指定相談支援事業者は、日高振興局管内に所在するものであること。

　（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者でないこと。

　（４）地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

　（５）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

　（６）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

　（７）暴力団関係事業者等でないこと。

　（８）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

　　　ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）

　　　イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

　　　ウ　消費税及び地方消費税

　（９）次に掲げる届け出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

　　　ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

　　　イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

　　　ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

　（10）道内に拠点を有する法人であること。

７　プロポーザル選定基準

　　企画提案書に記載された内容について、次の選定基準により評価する。

　（１）地域づくりコーディネーターの要件について

　　　ア　地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の整備に携わった実績

　　　イ　要綱で定める事業に係る相談支援業務等に従事した経験年数

　　　ウ　要綱で定める資格

　（２）地域づくりコーディネーターの配置場所（公平性・中立性の確保）

　（３）事業受託にあたっての基本方針について

　　　ア　地域の相談支援体制の構築

　　　イ　施設入所者等の地域生活移行に向けた地域づくりの支援

　（４）業務内容について

　　　ア　市町村への支援

　　　イ　圏域内の相談支援体制の充実等

　　　ウ　北海道の障がい者福祉に関するシステムづくり

　（５）事業の継続性又は新規性の評価について

　（６）所要経費の積算について

８　手続き等

　（１）担当部局

　　　　日高振興局保健環境部社会福祉課

　　　　〒０５７－８５５８　浦河郡浦河町栄丘東通５６号

　　　　電　話：０１４６－２２－９４７８（課直通）

　　　　ＦＡＸ：０１４６－２２－７７１２

　（２）参加資格審査申請書及び誓約書の提出

　　　　企画提案をしようとする者は、事前に参加資格審査申請書を提出すること。

　　　ア　提出部数　　　　　　　１部

　　　イ　提出期限　　　　　　　令和６年（２０２４年）３月４日（月）１７時まで。

　　　ウ　提出場所　　　　　　　８の（１）と同じ。

　　　エ　提出方法　　　　　　　持参又は郵送（配達記録の残る書留郵便等）とする。

　　　オ　参加資格審査申請書及び誓約書　　別紙のとおり

　（３）企画提案書の提出

　　　ア　提出部数１０部　　　　事業者名を記入したもの～１部、事業者名を記入してないもの～９部

　　　イ　提出期限　　　　　　　令和６年（２０２４年）３月１３日（水）１７時まで

　　　ウ　提出場所　　　　　　　８の（１）と同じ。

　　　エ　提出方法　　　　　　　持参又は郵送（配達記録の残る書留郵便等）とする。

　　　オ　企画提案書　　　　　　別紙のとおり

　　　カ　企画提案書の内容　　　別紙様式の記載内容に基づき、Ａ４縦判で作成すること。

　（４）参加資格審査申請書及び企画提案書の交付場所

　　　　８の（１）と同じ。

　　　　※　日高振興局保健環境部社会福祉課のホームページよりダウンロード可能とする。

　　　　（https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/index.html）

　（５）プロポーザルに関するヒアリング

　　　　企画提案書の内容についてヒアリングを実施するが、日時及び場所について別途通知する。

　　　　なお、ヒアリングには、当該委託事業の地域づくりコーディネーターとなることを予定している者が必ず出席すること。

９　その他

　（１）企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意すること。

　　　ア　提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

　　　イ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

　　　ウ　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

　　　エ　虚偽の内容が記載されているもの。

　（２）プロポーザルのヒアリングに参加しなかった場合の企画提案書は無効とする。

　（３）企画提案に係る経費は、企画提案を行う法人の負担とする。

　（４）提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

　（５）企画提案の採否については、文書で通知する。

　（６）提出された企画提案書は返却しない。